平成２７年（フ）第８０号
相模原市緑区東橋本２丁目４番11号　コートブラウン３－101
債務者　長谷川則之
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第８６号
神奈川県座間市相模が丘４丁目67番19号　光ハイツ202号
債務者　中島　　涼
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第８７号
神奈川県座間市相模が丘４丁目67番19号　光ハイツ202号
債務者　中島　静香
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第８８号
相模原市中央区矢部３丁目25番14号　矢部ハイツ101号
債務者　乗田　俊光
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５７号
群馬県高崎市下小鳥町34番地５　ヴェイルサイド105号
債務者　笠原　広美
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１９号
埼玉県坂戸市東坂戸１丁目８番103号、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷４番地235
債務者　小泉　雅也
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第８０号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地３街区10棟401号
債務者　新井　達雄
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１０１号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町５丁目６番20号　アルビオン102号
債務者　清　　正憲
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１０２号
埼玉県入間市小谷田３丁目７番９号、前住所埼玉県上尾市藤波１丁目65番地３
債務者　大橋　亜紀
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１２５号
埼玉県所沢市大字上安松893番地、前住所埼玉県所沢市中新井２丁目353番地の１　武蔵野荘102
債務者　倉本　嘉昭
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１２号
北海道空知郡上砂川町字鶉74番地１　下鶉東１丁目１番14号
債務者　中川　博幸
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
北海道室蘭市港南町１丁目29番５号
債務者　竹内　健治
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
北海道室蘭市母恋北町１丁目７番19号
債務者　杉林　理可
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
北海道室蘭市幌萌町43番地５
債務者　渡邊　里沙（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
北海道上川郡清水町字熊牛60番地
債務者　櫻井　裕美
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３８４号
和歌山市湊２丁目８番16号　コープＵＩ203号
債務者　青野　正和
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１号
和歌山市福島566番地の６
債務者　川津　正則
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係